

食品公害と被害者救済 = Industrial Food Pollution : カネミ油症事件の被害と政策過程

宇田, 和子 / UDA, Kazuko

(発行年 / Year)

2013-12-19

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第324号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2013-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(政策科学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009301>

法政大学審査学位論文

内容の要約

食品公害と被害者救済

—カネミ油症事件の被害と政策過程—

宇田 和子

1 問題の所在

われわれは、日々なにかを食べることなしには生きられない。その意味で食品が危険にさらされることは、われわれの生命そのものが脅かされることである。にもかかわらず、戦後に流通機構が成立し、食品の製造技術が進展してから今日まで、汚染食品が市場で販売され、食品添加物や食品加工技術をめぐる安全性の評価は転換してきた¹。ゆえに、食品の安全問題は食糧問題とならんで広く国際的な関心を喚起し、安全な食料供給システムの確立や有害化学物質の使用規制が各国で制度化されてきた²。こうした取り組みが前轍としているのは、1950年代から60年代にかけて生じた汚染食品による大規模かつ深刻な健康被害である。

本研究は、このような問題を「食品公害」という独特の問題として定義し、社会学的にその特質を明らかにし、既存の被害を軽減するために社会がなしうることを政策原則と法制度という形式で示すことを主題とする。ここで、食品公害とは「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる食品の汚染によって、相当範囲にわたる人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と暫定的に定義しておこう³。一般に「食中毒」は、自然毒や細菌感染によってごく少数の個人か地域のまとまりをもって発生し、短期間で治癒するものがほとんどである。これに対して、企業の生産活動の随伴的帰結として製造された汚染食品は、市場を介して広域に拡散し、消費され、被害者の体内に蓄積し、本人とその家族の生涯に大きな打撃を与える。さらに汚染が子孫にまで受け継がれることさえある。このような問題が「食品公害」と呼ばれてきたが、「食品公害」とはいかなる社会問題なのか、またその被害をいかに救済しうるかという問いは、これまで社会科学的な検討の対象からも、政策的な対処枠組みからも排除されてきた。そもそも食品公害の被害の内実について、これまで専門的な調査報告そのものが行われてこなかった。現在と未来において有害化した食品による被害の発生を完全には防ぎえないことを鑑みれば、過去に生じた食品公害の被害を軽減するための政策提言は、今後生じうる被害を軽減するための基盤となりうる。また、そのような救済策の構想は、食品公害以外の化学物質汚染被害の救済策にも応用できる可能性があるだろう。

そこで本研究の第一の目的は、これまで見過ごされてきた食品公害被害の実態を社会的に把握することである。第二の目的は、被害が看過されてきた要因を、被害と政策過程の対応関係に注目して解明することである。第三の目的は、食品公害を専門用語として学問的に位置づけ、既存の食品公害被害を救済するための政策提言を行うことである。

¹ たとえば2007年には中国製冷凍餃子に高い毒性を持つメタミドホスが混入する事件が起き、また2009年には厚生労働省によって特定保健用食品に指定されていた食用油「エコナ」に発ガン性の疑いがあることが報告された。

² たとえば食品の安全な製造工程管理のガイドラインであるHACCP（危害分析重要管理点 Hazard Analysis and Critical Control Point）が国連のコーデックス委員会によって示された。また、安全性が確認できない物質は使用しないという予防原則 precautionary principle にもとづき、欧州ではREACH（Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals）が整備されてきた。

³ さしあたりの定義は環境基本法における公害一般の定義から示唆を得ている。

これらの目的を達成するために、本研究では、食品公害の代表的事例と称されるカネミ油症事件（以下、油症事件）を分析対象とする。油症事件とは、米ぬかを原料とする食用油に製造工程でポリ塩化ビフェニール（PCB）が混入し、その汚染油を食した人びとに甚大な健康被害が生じた事件である。汚染された米ぬか油は、福岡県北九州市に本社をおくカネミ倉庫株式会社（以下、カネミ倉庫）が製造していたもので、商品名を「カネミ・ライスオイル」という。被害は1968年10月10日に発覚し、翌69年までに約14,000人が保健所へ被害を届け出た。2012年現在までに患者に認定された者は1,966人で、うち596人がすでに亡くなっている（KBC九州朝日放送, <http://www.kbc.co.jp/tv/kanemi/>, 2012.12.22 閲覧）。油症は、ある特異な症状を指す病名ではなく、カネミ・ライスオイルの摂食に由来する病気および障害の総称である。被害発覚初期には、油症に特有の症状として全身の吹き出ものや歯や爪の変色などが見られたが、油症でなくても発病しうるような非特異的な疾患が全身に数多く現れることから、油症は「病気のデパート」と呼ばれている（原田 2010）。当初、油症はPCBによる単独汚染と考えられており、短期で軽快すると予測されていた。ところが1975年、九州大学の長山淳哉がライスオイルからポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）を発見し、その後の研究によって油症はPCBの加熱によって生成したダイオキシン類による複合汚染であることが明らかになった⁴。ダイオキシン類はPCBよりも毒性が強く、しかも体外に排出されにくい。そのため、被害の発覚から40年以上が経過した現在も、被害者の体内にはダイオキシン類が残留している。厚生労働省が2009年に行った調査によれば、認定患者の約70%が健康上の問題を抱え、日常生活に影響を受けていると答えた（厚生労働省 2010: 20）⁵。さらに、ダイオキシン類は胎盤や母乳を通じて油を食べていない次世代にまで影響を及ぼし、油症患者から全身の皮膚が黒ずんだ「黒い赤ちゃん」が生まれたことは、世代をこえて残留する化学物質汚染の象徴として国内外に衝撃を与えた。被害者は、これらの身体的被害に加えて、家庭・職場・地域における人間関係の変容、日常生活、余暇生活および人生設計の変更を強いられてきた。

このような被害に対して、カネミ倉庫は23万円の見舞金と一部医療費を支払ってきたが、それ以外に被害者が受け取ることのできる補償金は存在しない。この金額は、森永ヒ素ミルク事件のような類似事例の補償に比べて著しく低いものだが、カネミ倉庫は自身の経営規模と資力上の問題から、1978年から1985年にかけて複数の裁判で賠償金の支払いを命じられたにもかかわらず、2012年現在までその損害賠償を履行せず、これ以上の補償は行

⁴ 油症の主な原因がダイオキシン類であることは医学者の間では1976年には広く知られるようになったが、政府によって公式に認定されたのは2001年のことである。詳しい経緯は3章で述べる。

⁵ 2009年に厚生労働省が行った調査によれば、生存する認定患者のうち40%以上の人々が、骨・関節、皮膚・爪、口の中、眼、食道・胃・腸・肛門、のど・気管支・肺、耳・鼻、自律神経系、アレルギー疾患、血管、心臓になんらかの病を経験したという。このほかに「その他」としていずれのカテゴリーにも当てはまらない病を経験している人がいる（厚生労働省 2010: 36）。

えないと主張してきた。医療費の支払い対象は油症に関連する医療費の自己負担分に限られ、しかも支払いの基準はカネミ倉庫が示したそのときの方針によって左右される。一部の医療機関ではカネミ倉庫が認定患者に配布した油症患者受療券（以下、受療券）を提示することによってカネミ倉庫に医療費を直接請求することができるシステムがあるが、受療券を使用できる医療機関は限られている上⁶、2009年現在、これを所持している認定患者は50.6%に留まる（カネミ油症被害者支援センター 2012 [2011]: 6-7）。さらにカネミ倉庫から一度も医療費を受け取ったことのない認定患者は45%にのぼる（カネミ油症被害者支援センター 2012 [2011]: 6-7）。つまり、受療券の利用か立て替え払いによってカネミ倉庫から医療費を受給している認定患者は全体の半分にも満たないということである。さらに、認定されるまでに長期間を要した患者が過去に遡って医療費を請求することができなかつたり、離島に住んでいる者が病院に通うための交通費や宿泊費に制限があったり、医療費の支払いに関する問題は多い。医療費支払いの前提となる「認定」をめぐるても、同一家族内でも認定される者と棄却される者に分かれるという「家族内未認定」問題が存在するなど、いまだ多くの問題が山積している。

被害の補償体系が十分に整備されていないことから、一部の被害者はカネミ倉庫や国を相手に訴訟を提訴し、地裁と高裁において勝訴判決を得たが、最高裁判決を前に判決が転回することを恐れて訴えを取り下げた。そのため、訴訟の過程で受け取った仮執行金を返還する義務が生じることになったが、多くの被害者は経済的に困窮していたため、返還は非常に困難だった。この問題は「仮払金返還問題」として、訴訟が妥結に至った1987年から特例法成立によって問題が決着する2007年まで、「国に借金をしている」という精神的重石を被害者に負わせ、救済の訴えを封じることになった。このように、被害の救済策が空洞化している状況を打破すべく被害者らが展開した運動によって、かえって被害者の立場は弱いものとなり、原告同士や弁護士との関係は悪化し、沈黙せざるをえない状況が作られた。

カネミ倉庫はすべての判決で賠償金の支払いを命じられたが、これを完全には履行しないまま現在に至っている。その債務は2006年現在、原告1人当たり約500万円、元本と利息をあわせて約206億円にのぼる（五島市職員労働組合 2010）。体調不良による収入の減少と医療費負担の増大によって多くの被害者が経済的困窮に陥っているにもかかわらず、このような債務不履行が甘受されている理由は、カネミ倉庫の資力不足にある。カネミ倉庫は年商15億円の赤字経営の中小企業であるがゆえ、賠償金を支払えば倒産してしまい、これまで患者に支払ってきた医療費も支払えなくなると主張したのである（カネミ油症事件原告団・カネミ油症事件弁護団 1984: 10）。被害者は公的補償を得られる当てもなく、国に救済を求めることもできず、カネミ倉庫の主張を受け入れざるを得なかった。そしてカネミ

⁶ 受療券を使用可能な医療機関は、薬局や病院、クリニックを含む全国374ヶ所で、このうち316ヶ所については厚生労働省のウェブサイトを確認できる（厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/kanemi/ 2012.12.22 閲覧）。この情報がウェブ上で公開されたのは2012年12月上旬のことであり、それ以前には契約医療機関を知らせる広報はなされていなかった。

倉庫は原告と和解し、医療費を支払う交換条件として賠償金の支払いを請求しないことを原告に約束させた。

責任企業による補償が不十分であり、被害者が沈黙を強いられた状況にあることを認識しながらも、国は、油症は公害ではなく食中毒事件であるため、加害企業にすべての補償責任があるという論理のもと、被害者救済に取り組むことなく現状を看過し続けてきた⁷。しかも、食中毒事件としての通常の対処である「摂食経験と症状の有無を根拠とする被害者の認定」を行わず、臨床所見と診断基準を照らし合わせた「症状による認定」を行い、摂食経験と身体の異常があっても診断基準に合致しない被害者を切り捨ててきた。さらに国はカネミ倉庫の資力不足を認識し、被害者への医療費給付を間接的に支援するために、カネミ倉庫に政府米の保管を委託してきた。これは 1985 年に結ばれた法務・厚生・農水 3 大臣確認事項にもとづくもので、近年の委託料は年に 1 億円から 2 億円にのぼる（長崎新聞、<http://www.nagasaki-np.co.jp/news/kanemi/2010/10/08093456.shtml>, 2010.10.10 閲覧）。このように、国は医学の専門家と加害企業に対する経済的援助を通じて間接的な被害者支援を行ってきたが、被害者に対する直接的な経済的援助は行ってこなかった。

油症被害を放置してきたのは、国や責任企業だけではない。環境リスクが世界的な脅威となり、食品をめぐる事故が続発している今日において、油症はダイオキシン被害が顕在化した代表的事例として、また深刻な食品被害の事例として、理論的・政策的に検討される意義のある問題である。にもかかわらず、これまで社会科学の領域で油症が取り上げられたことはほとんどなく、食品公害というテーマが中心的に取り上げられることもなかった。油症の被害は、責任企業、国、そして研究者からも看過されてきたのである。

2 本論の構成

本論の全体は、視点を提示する第 I 部、歴史的事実を記述する第 II 部、被害と政策過程を考察する第 III 部の三つに分かれ、それぞれは以下のように構成される。

まず第 I 部では、本研究の視点を提示し、基本的知識の整理を行う。第 1 章では従来の公害問題研究および化学物質汚染問題研究の視点を概観する。すでに述べたとおり、食品公害問題はそれ自体が中心的研究テーマとして扱われてこなかったため、独自の分析視点も存在しないが、既存の研究において食品公害問題の分析に有効と思われる視点を検討する。被害の記述法としては、環境社会学における被害を把握する視点として「被害構造論」を、また質的データの分析手法として「重ね焼き法」を採用する。続いて、政策過程における行政組織の行為論的分析のために、「組織の戦略分析」を用いる。さらに、政策過程における

⁷ このような国の取り組み態勢や、カネミ倉庫による不十分な補償枠組みは、2012 年 8 月 29 日に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が成立したことによって今後変化していくと考えられるが、その内容を検討するためには別途の考察を要する。そのため、本研究では仮払金返還問題が決着に至った 2007 年 9 月までを分析の対象とする。

被害軽減の段階論的分析視点として「化学物質汚染問題のアジェンダ設定モデル」を継承する。これらの視点を採用することによって、被害と政策過程の対応関係を確認し、政策過程における個々の担当者が有した合理性を明らかにし、さらに複雑化した油症の解決過程をアジェンダ設定モデルに位置づけることが可能となるだろう。

第2章では、食品公害をめぐる空白があることを指摘する。すなわち、食品公害は一般的な用語として広く浸透しながらも、政策課題として問題が認識されることなく、食中毒と公害をめぐる二つの法的枠組みの狭間におかれてきた。同時に、医学・法学・社会学の学術論文において「食品公害」という用語が遣われてきたものの、なぜその定義を行うのかについては問われてこなかった。つまり、食品公害は「政策的対処の空白」と「研究史上の空白」におかれてきたのである。

第3章では、油症の基本的知識として、現在までに明らかにされてきた医学的・化学的知見を整理する。このような整理を行うのは、油症の医学的・化学的性質および特徴が、問題の社会的側面や特徴に影響を及ぼしているためである。

続く第II部では、油症の歴史的経過を3期に分けて記述する。第II部の主眼は事実の記録にあるが、各期における問題を解明し、小さな考察を積み上げていく。その際、事実の記述と解釈が混在しないよう、節を改めるなどして留意する⁸。まず第4章では、油症被害が生じる以前の1881年から1968年にかけて、油症事件発生の前提条件が整えられていった経過をたどる。具体的には、食品の工業化、化学物質の用途拡大、日常的な食品衛生行政における欠陥、予兆的事件の見逃しといった要素が前提条件を形成し、油症事件が起こるべくして起きていったダイナミズムを明らかにする。

第5章では、1968年から87年にかけて、油症被害が発覚してから一連の訴訟が提訴され、訴えの取り下げによって終結していくまでの裁判闘争期を追う。ここでは、被害構造論の視点を用いて発生初期の被害を描くとともに、同時期の政策過程を詳細に記述し、両者の対応関係を検討する。

第6章では、1988年から2007年にかけて、特例法の成立によって仮払金返還問題が決着するまでの過程を概観する。ここでは「状況の定義」概念を用いて、被害者、企業、行政組織である国と県、支援者という関係主体が状況をいかに定義していたのかを明らかにし、そこから問題が長期化した要因と、やがて政策課題として取り上げられていくようになった要因を解明する。

以上の各期の考察をふまえ、第III部では被害と政策過程をめぐる理論的考察を行う。まず第7章では、類似事例との比較を通じて、油症問題の固有性と困難性を浮かび上がらせる。すなわち、森永ヒ素ミルク事件と油症事件とを、補償制度、被害者の属性、企業の経営規模、運動主体および戦略という観点から比較し、2事例の救済策を異なるものとした分岐

⁸ とはいえ、H. Putnam が指摘するように、「事実記述と価値づけとは絡み合いうるし、またそうならざるをえない」(Putnam 2002=2011 [2006]: 31)。原理的には、特定の解釈のレンズを通さずに事実を記述するという事は不可能である。

点を明らかにするとともに、両事例が示唆する現行制度と政策の限界を指摘する。

第8章では、被害論の考察として、被害発生から長期間が経過した2007年からみた被害の実態を、「重ね焼き法」を用いて記述する。被害の発生初期においては、いわゆる「公害」被害と重なる被害が観察されたが、問題が長期化してから被害を見てみると、食品公害被害の特徴が顕著に表れてくる。さらに「病いの経験論」の諸視点を用いて油症患者が他者との関係において抱える不安や困難を分析する。

第9章では、制度論の考察および油症政策の評価として、認定・補償制度の特異性と欠陥を指摘する。これまでに運動の動機の説明要因として用いられてきた承認論を援用して、〈法的承認〉および〈医学的承認〉という被害の承認概念を設定することによって、油症の認定は患者であることを診断する〈医学的承認〉であっても、その認定を受けた者が正当な権利要求を有する主体であることを認める〈法的承認〉を欠如したものであるという欠陥を明らかにし、そのことが被害者の権利を奪い、沈黙を強いてきたことを説明する。

第10章では、政策過程の考察として、油症被害が深刻化した要因としての政策過程の本質的問題点を解明する。また、NGOや研究者が提言してきた個別的な政策提言をまとめるとともに、食品公害一般の被害を軽減するために必要なメタ政策原則として「複数の形式における被害の承認」および『『アクションとしての法』の発想の重視』の二つを提示する。これをふまえて、過去と未来の食品公害被害を軽減するための局面別の政策提言と、具体的な補償制度として「食品公害基金」制度の提言を行う。

最後に、本研究の課題がどの程度達成されたか確認し、さらに今後の課題を提示し、結論とする。

3 調査の概要

本研究が分析の対象とするのは、文献や行政資料といった文書資料のほか、次の調査によって得られた質的データである。油症事件の公的記録は、事件発生の翌年までの調査をもとに作成された『全国食中毒事件録』（厚生省環境衛生局食品衛生課編 1972）が唯一であり、ほかにもジャーナリストや被害者自身による記録が参考になるが、被害の社会的特質や経過を専門的に示した記録は存在していない。そこで筆者は2006年から12年8月にかけて、福岡、長崎、高知、広島の4県6地域において、認定患者23名、未認定患者3名、患者遺族2世帯、支援者6名、行政組織5部局、医師2名、看護師1名、報道関係者4名、その他の専門家4名に聞き取りを行なった。なお06年4月から08年3月までは堀田恭子（立正大学文学部）との共同調査で、08年4月以降は筆者の単独調査である。このような継続的かつ大規模な質的調査は、おそらく過去に例を見ないものであろう⁹。被害の構造を示すためには量的な調査が必要であるが、まずは被害の実態と複雑化した問題の現状を把握するために、関係者に聞き取り調査を行うことが適切と判断した。

⁹ 広範な地域における聞き取り調査が可能となったのは、指導教員である船橋晴俊の科学研究費から経済的支援を受けられたからこそである。

事件発生から 40 年近くが経過していることや、他者に被害を話すことが苦痛をともなう経験であること、関係者にとっては失敗の歴史であることから、調査に応じてくれる対象者を見つけることは困難であると予想されたが、共同調査者である堀田恭子が長崎県でプレ調査を行っていたことや、指導教員である船橋晴俊が被害者支援組織である「カネミ油症被害者支援センター」（以下、YSC）のメンバーとネットワークを形成していたことなど一定の手がかりがあったため、現地に入ることが可能となった。

06 年から 08 年までは、東京の池袋に事務所をおく YSC の資料を整理することを条件に原資料のコピーを入手することができた。また YSC の会員である被害者を紹介してもらい、そこから機縁法によって芋づる式に被害者に会っていった。行政担当者や報道関係者、医師には、直接手紙を出してアポイントを取った。聞き取りの時間は最短で 30 分、最長で 3 時間半におよび、平均 2 時間程度であった。事前に入手できた情報から、被害者の家族年表¹⁰や自治体の組織変遷の年表を作成し、あらかじめ送付しておいた質問項目について聞き取りを行った。録音の許可を得ることができた場合は、録音データからトランスクリプトを作成した。録音が不可能だった場合は、メモを文章におこした。さらに、当時の訴訟を担当していた弁護士らの協力を得て、北九州第一法律事務所および小倉南法律事務所に現存する証言記録 45 点および最終準備書面 6 点の複写を入手した。

しかし、被害者が地域的に散在していたり、長年の運動を通じて人間関係が分裂していたりするため、被害者から被害者への紹介が繋がりにくく、かつ対象が「代表的」な認定患者に偏りがちなことから、08 年からは各地で行われる被害者集会に参加したり、訴訟を傍聴したりして、そこで出会った被害者にアポイントを取り、後日聞き取りに訪ねるという方法をとった。さらに、同年夏に長崎県・五島で行われた故・原田正純医師らによる自主検診に同行することで、医学的検診の様子をうかがい知るとともに、ふだんは集会に来ない／来られないような被害者にも聞き取りを行うことができた。加えて、07 年に仮払金の返還を免除する特例法が成立し、その後もカネミ油症の救済法の成立に向けて政治的に大きな動きが見られたので、事態を把握するために、08 年 4 月から毎月、YSC の運営委員会を傍聴してきた。

以上のように、既存のネットワークの存在や、油症問題自体が解決に向かって動き出したことから関係者に話を聞きやすくなるなどの条件が重なり、予想よりも多くの関係者への調査が可能となり、さまざまな質的データを入手することができた。本調査は、支援組織である YSC に深く入り込むことで可能になった部分が大きいですが、つねに研究者としての自律性を保ち、運動組織と適切な距離を取るよう留意した。署名活動や省庁交渉といった運動に没入することは避け、資料整理や文書の英訳、量的データの検討など、大学院生として可能な貢献の範囲を守ることを心がけた。また、運営委員会に出席する際も、発言はせず、傍聴者と

¹⁰ 対象世帯の成員の生まれから現在までの出来事を年表化したもの。対象者が訴訟で証言していたり、集会で発言していたり、マスコミの取材に応じていたりした場合に、作成が可能となった。

して記録を取ることに専念した。

4 結論と政策提言

本研究は、社会問題において周辺に位置する公害問題のなかでも、さらに周辺部に位置する食品公害を主題に、既存の被害を軽減する社会的しくみを形成することを目指し、油症問題を取り上げた。油症被害者は、企業と政府によって被害の存在そのものを否定こそされなかったが、「精一杯できることはやっている」という方便によって、より巧妙に被害を潜在化させられてきた。また、被害者が直面する苦境を理解する専門家はわずかであり、学術論文において「食品公害」という用語が遣われたり、油症問題に触れられたりしても、今後起きうる食品汚染の不幸な前例として語られることがほとんどで、問題の内実にもふみこんだ議論はなされてこなかった。このことは、食品公害がもはや検討すべき内容を備えていない過去の問題だということの意味するのではない。むしろ「食品公害」が用語として普及しすぎたために、また公害に比類する被害が生じていることが自明であると人びとが考えたことから、あえてその意味を問われずにきたのである。本研究は、既存の食品公害被害の軽減に寄与するとともに、潜在的被害の発生防止に焦点を合わせがらだった従来の研究の偏りを調整することを目指し、次のような研究課題を設定した。

第一に、これまで明らかにされてこなかった食品公害の被害の実態を、聞き取り調査を通じて社会的に把握することであった。第二に、被害が放置され続けてきた原因を、被害と政策過程の歴史を詳細な検討を通じて解明することであった。第三に、食品公害を独特の社会問題として定義し、既存の食品公害被害を救済するための制度および政策の構想を提示することであった。

本研究の成果として、第一の課題については、まず初期の被害について被害構造論の視点から環境汚染型公害と共通する被害構造を提示し、次に2007年時点からみた被害について重ね焼き法を用いて特質を整理した。それは具体的には、被害の地域拡散性、地域の文化や生業とむすびつかない汚染物質の摂取という食品公害の特徴によってもたらされる情報過疎・関係過疎、状況の定義不可能状況、認定の根拠問題という特質であった。さらに「病いの経験論」の視点から、病者であり生活者でもある被害者の日常生活における困難として、治療・療養、病院や家庭、職場、患者同士における他者の反応、タブー化と告白、自分史の再構築、分かち合いの困難さを示した。本研究が目指したのは、集合的かつ動的な被害の記述であり、重ね焼き法を用いて断片的な生活史を重ねることによって、既存の被害の記述法にみられた集合—構造—静態か、あるいは個人—行為—動態か、という2項関係を乗り越えることを試みた。

第二の目的については、被害と政策の対応関係に注目して油症の歴史を振り返ると、被害が完全に否定されて法的義務が果たされないという事態こそなかったものの、つねに被害は社会問題期から潜在期へ押し戻されてきたことがわかった。厚生省は、医学的専門組織に対処を一任することで自らの問題定義と対処を正当化してきた。すなわち、「方便としての

限定的責任の引き受け」によって、国とカネミ倉庫は被害者からの補償要求を封じ、さらに一般市民からの非難を回避することに成功していたのである。被害があるということ自体は否定されていなくても、被害の社会的承認は欠如していた。

第三の目的については、食品公害をめぐる研究史上および政策上の空白があることを示した上で、「食品公害」を次のように定義した。すなわち食品公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる、自然に由来しない有害物質¹¹による食品の汚染によって、もしくは原因不明の食品の有害化によって、相当範囲にわたる人びとの健康又は生活環境に係わる被害が生ずること」であり、「とくに汚染された食品の摂取に起因する病の治癒、汚染物質の排出、および生活環境の復元が困難な被害が生ずること」「典型的食中毒からは逸脱する特質をもった被害が生ずること」である。このように定義づけられる食品公害の被害を軽減するための制度および政策を次のように構想した。まず、被害を軽減するためのメタ政策原則として、複数の形式における被害の承認と、「アクションとしての法」の発想の重視の二つを導き出した。これらの原則は、被害の承認とその促進を政策が目指すべき最大の目的と定め、ともすれば問題を縮小的に定義して被害を潜在化させようとする既存の行政組織の問題認識を改め、同時に加害企業が被害者を自らの加害行為によって傷つけられた者と認め、食品製造業者や研究者、潜在的被害者たる消費者が、被害者を尊重すべき他者として認める社会構想にもとづくものである。次に、食品公害ならではの摂食認定や、食品製造業の特徴をふまえた補償問題に対する行政の介入義務といった具体的な政策を提言するとともに、過去と将来の被害者と食品製造業者にとってのセーフティ・ネットとなる「食品公害基金」制度を設計した。この制度は、食品公害の原因および責任企業が特定困難であるか、企業が倒産するか無資力で補償を行えない場合に、加害企業に代わって経済的補償を行うための基金を制度化したもので、食品公害の社会的特質に対応した制度である。以上の検討から、「食品公害」という問題認識が、被害を適切に把握し、またこれを軽減するための前提として必要であることが論証された。

¹¹ このような汚染物質の定義は、工業用品の混入、放射性物質による汚染、農薬の残留、添加物の安全性評価の転回など、典型的食中毒から逸脱する部分を持つ被害を起こしうる汚染を想定しているためである。

要約で使用した参考文献

- 五島市職員労働組合, 2010, 「カネミ油症に関する学習会資料」五島市.
- 原田正純, 2010, 『油症は病気のデパート: カネミ油症患者の救済を求めて』アットワークス.
- カネミ油症被害者支援センター編, 2012 [2011], 『厚生労働省実施「油症患者に係る健康実態調査」検証報告書 最終版』カネミ油症被害者支援センター.
- カネミ油症事件原告団・カネミ油症事件弁護団, 1984, 「カネミ油症事件資料集 1」非売品.
- 厚生労働省, 2010, 『油症患者に係る健康実態調査結果の報告』.
- 厚生省環境衛生局食品衛生課編, 1972, 『昭和 43 年全国食中毒事件録』.
- 三浦耕吉郎, 2004, 「カテゴリー化の罫: 社会学的<対話>の場所へ」好井裕明・三浦耕吉郎編『社会学的フィールドワーク』世界思想社, 201-245.
- Putnam, Hilary, 2002, *The Collapse of the Fact/Value Dichotomy*, Cambridge: Harvard University Press. (=2011 [2006], 藤田晋吾・中村正利訳『事実／価値二分法の崩壊』法政大学出版局.)